

② 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点

1) 検討の経緯

国では、都市再生プロジェクト（第一次決定）（平成 13 年 6 月）を受け、平成 14 年 1 月に内閣府（防災担当）と国土交通省近畿地方整備局を事務局として、有識者、関係省庁と関係府県市による「京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会」が立ち上げられ、京阪神都市圏においても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、広域防災拠点の適正配置を検討した「京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想」（平成 15 年 6 月）を決定しました。

■京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想（平成 15 年 6 月）より

1 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点等の必要性

- 大規模災害に対して、府県境を越えた広域的な災害対策活動を行うための広域防災拠点等が必要
- 広域的な救援活動など災害対策活動の核となる機能を併せ持った現地対策本部機能を備えた基幹的広域防災拠点の整備が不可欠

2 広域防災拠点の配置

- 救援物資の広域輸送、備蓄、広域支援部隊のベースキャンプ、災害時医療支援など、主として人やモノの広域的な流れを扱う広域防災拠点については、以下の考え方に基づき配置
 - ・稠密な市街地が連たんするエリアの周縁部
 - ・陸上交通の結節点付近、海上輸送のための重要港湾付近、航空輸送のための空港付近
 - ・都市構造・都市軸に応じて方面別に配置
 - ・各府県に少なくとも一つのゾーンを配置

3 基幹的広域防災拠点の配置

- 基幹的広域防災拠点については、広域防災拠点の配置の考え方に加え、本部員の参集が迅速に行えること、多方面への的確な対応が可能なことを考慮
- いずれかの地点に設けるべきであることを決定
 - ①尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市における大阪湾沿岸及び三木市に近接する地域
 - ②大阪湾沿岸で、舞洲から関西国際空港までの連たんした地域
 - ③稠密な市街地の外縁部で、大阪府・京都府・奈良県の府県境に近接する地域

その後平成 16 年 3 月に、国土交通省近畿地方整備局を事務局として、有識者、関係省庁と関係府県市による「京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会」が立ち上げられ、基幹的広域防災拠点の整備の実現に向けた具体的方策を府県での広域防災拠点の整備状況も勘案しながら検討してきました。

平成 19 年 7 月までの協議により、京阪神都市圏内で大阪地区として基幹的広域防災拠点（高次支援機能）を早急に整備するエリアとして堺 2 区が位置づけられました。臨海部としては、堺 2 区以外にも、泉大津フェニックス等の候補地もあげられたものの、まとまったスペースがあることや、空港（関西国際空港・八尾空港等）との距離、高速道路のランプとの距離等が勘案されました。また、司令塔、高次支援機能確保の具体的な事業手法や運用・維持管理等について検討を進めることや、東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく緊急災害現地対策本部の機能につい

ては、暫定措置として「大手前合同庁舎付近」に確保することが合意されました。

これを受けて、堺泉北港堺 2 区では平成 20 年度より整備が進められており、平成 23 年度中の完了が予定されています。堺市では、防災緑地機能については平成 24 年度に機能が十分に発現できるようにすること、及び耐震強化バースについても早期に整備を図ることを国に要望しているところです。

なお、堺 2 区では、基幹的広域防災拠点としての高次支援機能を担う緑地、港湾広域防災拠点支援施設とともに、アクセス道路として近接する耐震強化岸壁などを結ぶ臨港道路等の整備も行われ、大規模地震発生時等の海上からの輸送ルートの確保とともに、今後の堺泉北港堺 2 区における取扱貨物の増大等に対応した物流の安定化・効率化の役割を担うことが期待されています。

一方、東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく緊急災害現地対策本部の機能については、内閣府が大手前合同庁舎付近の 10 施設を対象に、建物の安全性、関係機関とのアクセス性、現地災害対策本部として機能するために必要なスペース、ライフライン設備（電力・給水設備）等の充足状況について調査を実施しました。その結果、安全性・アクセス性などの基本条件を満たし、現地対策本部の要員約 150 名が同じフロアに収容可能で、かつ非常用電源・給水体制などのライフライン設備が充実している大阪合同庁舎第 4 号館を候補場所として選定されました。

■京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会の枠組み

京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会

基幹的広域防災拠点の整備の実現に向けた具体的方策を検討

構成機関：
 内閣府（防災）、内閣官房、陸上自衛隊中部方面総監部、近畿管区警察局、厚生労働省、国土交通省（総合政策局、都市・地域整備局、河川局）、近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監視部、大阪航空局、近畿地方測量部、大阪管区气象台、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、堺市、関西広域連携協議会
 有識者5名：吉川和宏京都大学名誉教授（委員長）、井上和也京都大学名誉教授、河田恵昭関西大学教授、黒田勝彦神戸市立工業専門学校校長、甲斐達朗大阪府済生会千里病院副院長
 都市再生本部事務局（オブザーバー）
 事務局：近畿地方整備局
 経 緯：H16.3.18第 1 回協議会 H17.9.21第 2 回 協議会 H19.7.24第 3 回 協議会

これまでの合意事項：

- ・司令塔、高次支援機能確保の具体的な事業手法や運用・維持管理等について検討を進める。
- ・暫定措置として、東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく緊急災害現地対策本部の機能を「大手前合同庁舎付近」に確保する。

「東南海・南海地震応急対策活動要領」における政府の活動体制

○緊急災害現地対策本部の設置

- ・現地対策本部を愛知県、大阪府、香川県の 3 カ所に設置
- ・現地における被災状況のとりまとめ
- ・被災地内における広域的な資源配分等の調整

設置場所	管轄区域
愛知県	中部ブロック
大阪府	近畿ブロック
香川県	四国ブロック

：緊急災害対策本部が設置

（「京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会」第 4 回資料より）

■京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の機能と配置の考え方

基幹的広域防災拠点と広域防災拠点の連携



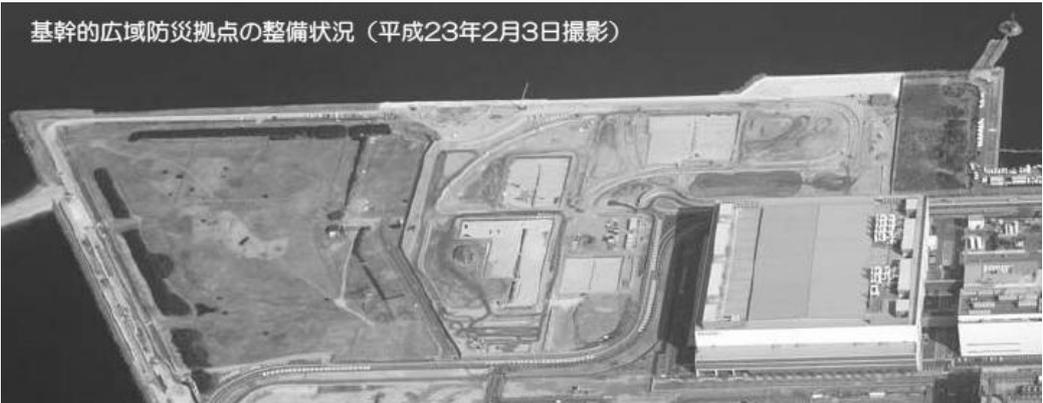
役割	機能	稼働タイミング
① 被災自治体の応援受け入れ	スペース機能 (物資、要員の集結地、等)	被災した自治体でのみ稼働
② 被災自治体への府県境界を越えた広域応援	スペース機能 (物資、要員の集結地、等)	被災自治体及びその周辺の自治体でのみ稼働
③● 司令塔機能のサポート、広域防災拠点への応援	スペース機能 (物資、要員の集結地、等)	近畿圏に現地対策本部が置かれるような広域災害であれば、どの府県が被災した場合でも常に稼働
④● 広域応援の総合調整	現地対策本部機能	近畿圏に現地対策本部が置かれるような広域災害であれば、どの府県が被災した場合でも常に稼働(ただし複数の施設が存在する場合は、状況に応じていずれかが稼働)

基幹的広域防災拠点の整備の考え方



(一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構広報誌「O-BAY」No. 35 (平成 20 年) より)

2) 堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点 (高次支援機能) の状況

位置・面積	大阪府堺市堺区匠町、27.9ha  (国土交通省近畿地方整備局公表資料より)
基本的な機能	[災害時] ○「高次支援機能」の役割として、 <ul style="list-style-type: none"> 海上輸送基地 (耐震強化岸壁と一体的運用) 陸上輸送基地 (高速道路に近接) 航空輸送基地 (臨時ヘリポート整備 7~9 待機可能) を有する。具体的には、 [平常時] ○多目的広場、運動広場等として活用し、人々の魅力的な憩いを提供する機能
管理・運営等	○国が整備 ○建物以外は緑地として大阪府が管理 (災害時は港湾法第 55 条の 2 に基づき国が使用)

<p>分担機能・施設概要</p>	<p>①救援物資の中継・分配機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地域外から被災地域内への救援物資の中継輸送、集積、荷さばき、分配などを行う、各種交通基盤のネットワークと連携した救援物資の中継・分配機能 ○荷さばき・保管スペース、駐車ピット、荷さばき要員の休憩場所・荷さばき要員の駐車場、トラックの待機スペース、トラックの搬出用道路、浮体式防災基地の係留場所で構成 ○日常時は、多目的広場（芝生）、バーベキュー広場、多目的運動広場、駐車場、遊歩道、浸水広場として活用 <p>②広域支援部隊の集結・ベースキャンプ機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国から集結する広域支援部隊(警察、消防等)や救護班、国内外からのNPO・ボランティアなどの活動要員の集結、連絡等を行うことができるベースキャンプ機能 ○広域支援部隊の集結場所を整備し、平常時は芝生広場として活用 <p>③応急復旧用資機材の備蓄機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域防災拠点が一被災した場合に緊急的に応急復旧が可能となる応急復旧用資機材などの備蓄機能 <p>④海上輸送支援機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海上を利用した緊急物資や人員の搬入・搬出を行うことができる耐震強化岸壁及び浮体式防災基地を活用した救援物資等の海上輸送支援機能 ○施設支援棟、倉庫棟、車庫棟で構成 <p>⑤災害医療支援機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時医療の支援機能、搬送用ヘリコプターの確保・運用などの機能 <div data-bbox="347 1151 1406 1503"> </div> <p>(「京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会」第4回資料より)</p>
<p>整備手法等</p>	<p>○緑地、臨港道路については港湾事業として国、大阪府が整備。港湾広域防災拠点支援施設は国が全額負担で整備。</p>
<p>供用までの経緯</p>	<p>○平成20年より整備中</p>
<p>活動実績</p>	<p>(整備中)</p>